

## ＜平成 29 年度個人住民税の主な変更点について＞

### 1. 給与所得控除の見直し

#### ① 給与所得控除額の上限額の引き下げ

給与収入に対する給与所得控除額の上限が、給与収入 1,500 万円（控除額 245 万円）から 1,200 万円（控除額 230 万円）に引き下げられました。

#### （参考）給与所得控除額の計算

給与支払額の金額	給与所得控除後の金額
～ 650,999	0
651,000 ～ 1,618,999	給与支払額 - 650,000
1,619,000 ～ 1,619,999	969,000
1,620,000 ～ 1,621,999	970,000
1,622,000 ～ 1,623,999	972,000
1,624,000 ～ 1,627,999	974,000
1,628,000 ～ 1,799,999	給与支払額 ÷ 4,000(小数点以下切捨て) × 2,400
1,800,000 ～ 3,599,999	給与支払額 ÷ 4,000(小数点以下切捨て) × 2,800 - 180,000
3,600,000 ～ 6,599,999	給与支払額 ÷ 4,000(小数点以下切捨て) × 3,200 - 540,000
6,600,000 ～ 9,999,999	給与支払額 × 0.9 - 1,200,000
<b>10,000,000 ～ 11,999,999</b>	<b>給与支払額 × 0.95 - 1,700,000</b>
<b>12,000,000 ～</b>	<b>給与支払額 - 2,300,000</b>

#### （参考）平成 28 年度以前

給与支払額の金額	給与所得控除後の金額
～ 650,999	0
651,000 ～ 1,618,999	給与支払額 - 650,000
1,619,000 ～ 1,619,999	969,000
1,620,000 ～ 1,621,999	970,000
1,622,000 ～ 1,623,999	972,000
1,624,000 ～ 1,627,999	974,000
1,628,000 ～ 1,799,999	給与支払額 ÷ 4,000(小数点以下切捨て) × 2,400
1,800,000 ～ 3,599,999	給与支払額 ÷ 4,000(小数点以下切捨て) × 2,800 - 180,000
3,600,000 ～ 6,599,999	給与支払額 ÷ 4,000(小数点以下切捨て) × 3,200 - 540,000
6,600,000 ～ 9,999,999	給与支払額 × 0.9 - 1,200,000
<b>10,000,000 ～ 14,999,999</b>	<b>給与支払額 × 0.95 - 1,700,000</b>
<b>15,000,000 ～</b>	<b>給与支払額 - 2,450,000</b>

※平成 30 年度改正により、再変更される予定があります。

## ② 給与所得者の特定支出控除の見直し

給与所得控除の上限額の引き下げに伴い、前年中の特定支出合計額が給与所得控除額の2分の1に相当する額を超える場合は、その超える額を給与所得控除額に加算します。

給与収入額	改正前（平成28年度まで）	改正後（平成29年度以降）
1500万円以下	給与所得控除額の2分の1	給与所得控除額の2分の1
1500万円超	125万円	給与所得控除額の2分の1

## 2. 金融所得課税の一体化

税負担に左右されずに金融商品を選択できるよう金融所得課税の一体化を拡充し、公社債等の利子および譲渡損益並びに上場株式等に係る所得等の損益通算を可能とします。

### ① 公社債等に対する課税方式の変更

平成28年1月1日以降に納税義務者が支払いを受けるべき公社債等に係る利子所得及び譲渡所得等の課税方式について、国債や地方債などの「特定公社債等」とそれ以外の「一般公社債等」に区分し、課税することとなりました。

### ② 株式譲渡所得等の分離課税制度の改組

特定公社債等に係る利子所得及び譲渡所得について、上場株式等の配当所得及び譲渡所得との損益通算が可能となり、特定公社債等の譲渡損失のうち、その年に損益通算しても控除しきれない金額は翌年以降3年間繰越控除ができることとなりました。

区分	損益通算	損失の繰越控除
特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税	可（※）	可
一般公社債等及び一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税	可	不可

※申告分離課税選択の上場株式の配当所得とも損益通算が可能です。

## 3. 上場株式等の配当所得等に係る住民税課税方式の選択について

地方税法の改正に伴い、平成29年4月1日から、上場株式等にかかる配当所得等については、市区町村が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と住民税で異なる課税方式を選択できることが明確化されました。

上場株式等にかかる配当所得等については、納税通知書の送達前に特別区民税・都民税申告書を提出することにより、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができます。詳しくはお問い合わせください。

## ＜個人番号（マイナンバー）について＞

### 1. 個人番号の記載

平成 29 年度の申告書から、「個人番号（マイナンバー）」の記入が必要となります。申告者ならびに、配偶者控除・扶養控除・16 歳未満の扶養親族・事業専従者の個人番号を区申告書に記入してください。

### 2. 本人確認・番号確認について

申告者の個人番号を記入した場合、本人確認と番号確認が必要となります。

区役所の窓口で申告される場合は、以下の書類を提示し、郵送で申告される場合は、各書類のコピーを同封してください。（申告者の住所・フリガナ・生年月日欄が、元から記載されている申告書については、本人確認書類は不要となります。）

本人確認書類（例）個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）等

番号確認書類（例）個人番号カード、通知カード等

※上記は確認書類の代表的な例です。

※代理での申告の場合、①代理の方の本人確認、②申告者の番号確認、③代理権の確認（委任状等の提出）が必要となります。